

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年6月4日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：カメルーン国国立水森林学校教育能力強化計画準備調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称：カメルーン国国立水森林学校教育能力強化計画準備調査（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：25a00172

【内容構成】

第 1 章 企画競争の手続き

第 2 章 特記仕様書案

第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第 2 章「特記仕様書案」、第 3 章 2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025 年 6 月 4 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：カメルーン国国立水森林学校教育能力強化計画準備調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2025年8月～2026年9月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の34%を限度とする。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

（７）部分払の設定²

本契約については、１会計年度に１回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

１）２０２５年度末（２０２６年２月頃）

２．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

地球環境部 森林・自然環境保全グループ 自然環境保全第二チーム

（３）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
１	資料ダウンロード期限	２０２５年６月１０日 まで
２	企画競争説明書に対する質問	２０２５年６月１１日 １２時まで
３	質問への回答	２０２５年６月１６日 まで
４	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	２０２５年６月２０日 １２時まで
５	プレゼンテーション	行いません。
６	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の２営業日前まで
７	見積書の開封	２０２５年７月３日 １２時
８	評価結果の通知日	見積書開封日時から１営業日まで
９	技術評価説明の申込日（順位が第１位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して７営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※２０２３年７月公示から変更となりました。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可としします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/97Ne6cD9rv>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け

国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4.（3）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定したPDFファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくをお願いします）。

(3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律2点の加点（若手育成加点）**を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8/N）×100点

* 最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 90 : 10 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.9 + (\text{価格評価点}) \times 0.1$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 2. (3) 日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記 2. (3) 日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施

する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式５（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

- （２）本件業務の受注者（ＪＶ構成員及び補強として業務従事者を提供している社
の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力
準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設
計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除され
ます。

１０．フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサル
タントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきまして
は、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、
選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入
力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

1. 企画・提案に関する留意点

- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。また、応募者がプロポーザルの中で行った提案について特筆すべき箇所があれば、その記述箇所を、発注者が指定した項目とは分けてリストに記載ください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ①特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）
 - ②直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）
 - ③共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）
- 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付

してプロポーザルにて提案してください。

- ☒ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、第3章に示す関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

No	提案を求める事項 ³	特記仕様書(案)での該当条項
1	生物多様性枠組条約／気候変動枠組条約等の国際潮流を踏まえた教育・実習内容検討の実施方法	第3条(12)
2	対象分野における人材育成ニーズや卒業後の就労可能性、留学生受け入れニーズ、国立水森林学校(ENEf)の学校運営能力、他機関等との重複等の調査方法／事業効果の指標設定にかかる調査方法	第4条(3)
3	自然条件調査の実施方法	第4条(5)
4	サイト状況調査の実施方法	第4条(6)
5	10年保証とその保険付保の必要有無の確認	第4条(19)
6	免税情報の収集・整理	第4条(20)

³ プロポーザルにて提案すること。

【2】 特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する事業について、「第4条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第3条 業務の内容」に記載される業務を遂行し、調査の中で特定された事業（以下「本事業」という。）を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を精査するとともに、適切な概略設計・事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うことを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙1のとおり。

第3条 実施方針及び留意事項

（1）無償資金協力事業の検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業を対象とする無償資金協力事業の検討資料として用いられる。このため、事業内容の計画策定については、調査過程で随時十分発注者と協議し、承認を得ること。
- 報告書や各種資料の作成に当たっては、発注者が提示する資料等に基づいたものとする。
- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。
- 本事業の本邦での検討過程において、事業内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま無償資金協力事業として決定されとの誤解を与えないよう留意すること。

（2）参考資料

- 共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

① 公開資料

（ア）設計・積算にかかるガイドライン等（以下「設計・積算にかかるガイドライン等」という。）

☒ 協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）

- ☒ 同「補完編（建築分野）」（2023 年 4 月）
- ☒ 同「機材編」（2023 年 4 月）
- (イ) 環境社会配慮ガイドライン（以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。）
 - ☒ 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月）
- (ウ) 気候変動対策ツール（以下「気候変動対策ツール」という。）
 - ☒ 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation）
 - ☒ 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）
 - ☒ JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き
- (エ) その他
 - ☒ JICA 不正腐敗防止ガイダンス
 - ☒ 無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン
 - ☒ コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2022 年 10 月）
 - ☒ コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2022 年 10 月）
 - ☒ ソフトコンポーネント・ガイドライン
 - ☒ ODA 建設工事安全管理ガイダンス（以下「安全管理ガイダンス」という。）
 - ☒ 資金協力事業 開発課題別の指標例（以下「開発課題別の指標例」という。）
 - ☒ 進捗報告・Project Monitoring Report(PMR)
 - ☒ JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）

（３）計画策定のプロセス

- 本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査、および同会議を受けた概略設計協議に関する現地調査を実施する。

☒ 本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査を段階的に実施する。各現地調査の内容は以下のとおり。

（ア） 第 1 回現地調査

- 概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集

（イ） 第 2 回現地調査

- 報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得る

なお、2025 年 10 月に大統領選挙が予定されているところ、前後 1 カ月程度は JICA 安全対策措置の関係から渡航が困難となる可能性もあるため、それを考慮に入れた工程管理を行う。

- 以下の段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、関係者と議論

して内容を検討する。

(ア) 初回現地調査派遣前

- 既存資料等の分析を踏まえ、現地調査の計画等につき「インセプション・レポート」に取りまとめ、方針を検討する。

(イ) 概略設計協議前の現地調査帰国時

- 現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を検討する。

(ウ) 概略設計協議に関する現地派遣前

- 計画の内容を取りまとめた「協力準備調査報告書（案）」に基づき計画内容を検討する。

(4) 発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせること。
- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。
- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取ること（必要に応じて打合簿を作成すること）。

(5) 関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。
 - 業務に先立って以下に列挙する先行調査・既存事業が実施されているところ、かかる調査・事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査を行うこと。
 - 既存事業一覧は以下のとおり。
- ① 無償資金協力「カメルーン国 「クリビ零細漁業コミュニティセンター拡充計画準備調査」報告書」（調査実施中）
 - ② 無償資金協力「カメルーン国 ドゥアラ市ユプウェ水揚場・魚市場整備計画準備調査」報告書」（2016年）
 - ③ 技術協力「カメルーン国 「持続的森林エコシステム管理能力強化プロジェクト」事業完了報告書」（2024年）
 - ④ 無償資金協力事業「セネガル国 日本職業訓練校ジャムニャージョ分校建設計画準備調査報告書」（調査実施中）

- 上記も含めて類似事業の設計及び施工時の課題、問題点、及び解決方法等 について確認し、調査の効率化に努める。
- 上述の事業も含めた類似事業の教訓も踏まえて、事業完了後の実施体制について検討すること。

(6) 本業務における地理的な対象範囲

☒ 別紙 1 のとおり。

(7) 環境社会配慮

- 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等について、JICA 環境社会ガイドライン上遵守が求められるものと大きな乖離がないことを検証する。
- 本事業は、JICA 環境社会ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限と判断されるため、カテゴリ C に分類されている。ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、経済社会状況等）の確認、先方政府の環境社会配慮制度・組織・法令・基準の確認を行い、必要な調査を実施（現時点では Initial Environmental Examination (IEE) を想定）。また建設予定地における用地の確認を行い、住民移転の必要性の有無等を調査する。

(8) 調達方式の検討方針（現地企業活用型による実施の場合）

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

(9) クラスター事業戦略での本件の位置づけ

☒ 本業務はクラスター事業では以下の点に留意する。

- 本事業は、発注者の進める JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）⁴の自然環境保全に位置づけられる。本事業のインパクトの最大化のため、相手国内および周辺国における発注者の実施する既存事業との具体的な連携の可能性を追求すること。また、それら既存事業や関連調査の情報を最大限活用し、効果的な調査を実施する。想定する既存事業・関連調査は以下のとおり。
- ① カメルーン SATREPS「在来知と生態学的手法の統合による革新的な

⁴保健医療、紛争、気候変動等、複雑化する開発課題に挑むため、20 の「JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）」を設定し、中でも重点的に取り組む事業のまとまりを「クラスター事業戦略」として、取り組みを強化しています。

森林資源マネジメントの共創」（2018～2024）

- ② カメルーン技術協力プロジェクト「持続的森林エコシステム管理能力強化プロジェクト」（2019～2025）
- ③ カメルーン技術協力プロジェクト「気候変動緩和と適応に資する農業・森林セクターにおけるランドスケープ回復プロジェクト（2026 から予定）」
- ④ コンゴ民主共和国個別専門家「環境・持続可能開発省次官付森林・気候変動対策アドバイザー」

（１０）発注者の既存事業との連携可能性の検討

☒ 本事業の効果的な実施のため、相手国内における発注者の実施する既存事業（有償資金協力事業、無償資金協力事業、技術協力事業、民間連携事業等）との具体的な連携の可能性（共同での研修やセミナーの実施、共同研究等）を追求すること。

- 想定する既往案件は上記（９）に記載のとおり。
- 本事業においては、これまでの技術協力の成果である持続的な森林管理手法や、日本の持つ DX 技術（無償提供の衛星画像解析や GIS、ドローン、モバイルレーザースキャナー等）の知見も活かしつつ、新たに建設する教室棟や実習に活用できる森林管理用資機材や木材加工機材のニーズや妥当性を検証し、施設建設・機材調達計画を検討・提案すること。また木材加工機材導入時には粉塵による健康被害を予防する措置も含めて検討・提案を行うこと。
- また事業本体でのソフトコンポーネント実施も想定し、本事業での施設整備による開発効果増大の相乗効果が図られるよう他の開発協力事業との連携等検討し、ENEf にて必要とされる教育カリキュラムを特定する。
- カメルーンでは、トヨタ自動車を扱う CFAO 社が運営する CAMI TOYOTA、コマツの現地代理店が存在し、過去には CAMI TOYOTA にてカイゼン研修（経済開発部主管「品質・生産性向上（カイゼン）推進を通じた総合的中小企業振興プロジェクト」）を実施するなどの連携実績もある。新たに供与される森林管理用資機材や木材加工機材の調達に関心のある日本企業の有無や、これら企業との研修の連携可能性など、本案件を通じた日本企業等との協力可能性を調査、確認すること。

（１１）相手国関係機関の調整

☒ 本事業の効果的な実施のため、以下の対応を行う。

- 事業実施体制を構成する組織に加え、木材加工等に関連しうる機関（民間企業、

中小企業・社会経済・手工業省（Ministère des PME, de l'Economie Sociale et de l'Artisanat: MINPMEESA）、中小企業振興庁（Agence de Promotion des PME : APME）等）も交え調査及び事業の進め方について検討を行うこと。

（１２）生物多様性枠組条約／気候変動枠組条約／砂漠化対処条約等の国際潮流を踏まえた教育・実習内容検討の実施方法

- ENEF において必要となる人材育成カリキュラムについて、ENEF の国内・域内（COMIFAC 等）で求められる役割・マンドートを確認するとともに、国際環境条約（生物多様性枠組条約、気候変動枠組条約、砂漠化対処条約等）の協議状況、それらを踏まえた民間動向（EU 森林破壊防止規則（EUDR）発効とそれへの民間対応、カーボンクレジット関連動向等）を把握し、それらに基づき必要なカリキュラムの特定を行う必要がある。本調査にてこれらを踏まえたカリキュラム特定方法の提案を行うこと。

第４条 業務の内容

（１）業務計画書の作成

- ① 要請書及び関連資料の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、共通仕様書第６条に従い、業務計画書を作成する。
- ② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

（２）インセプション・レポートの作成・説明

- ① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポート（質問票含む）を作成する。
- ② 現地調査の冒頭に、発注者側からの調査団員と協力し、相手国政府・実施機関等にインセプション・レポートの内容を説明する。

（３）事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

- 本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集、分析を行う。
 - 相手国の開発計画、当該セクターの上位計画・関連政策（生物多様性関連政策、気候変動対策関連政策含む）等の上位計画における本事業の位置づけ等
 - 本事業に関連する我が国及び他ドナーや国際開発援助機関の援助動向、事業内容及び教訓等
 - 本案件で建設されるのは既存校の施設増設・機材拡充であるが、施設・機材内容の規模や優先順位については、対象分野である持続的森林管理・木材加工分野における人材育成ニーズや卒業後の就労可能性、ENEF の学校

運営能力、他機関等との重複等について十分に情報収集を行い、早期に相手国政府と合意すること⁵。調査に当たっては、相手国政府の関連政策上の位置づけや教育統計・指標のみならず、ENEF の訓練実施状況、施設・機材の維持管理や卒業生の就労状況及び組織運営体制並びに財務状況、具体的な訓練計画やその運営・維持管理体制、対象分野において育成された人材の受け皿となりうる民間企業等の活動状況や同分野の就労状況及び今後の見込み、さらには、類似の訓練を提供している機関（企業内研修を含む）の有無や訓練実施状況、これら機関との連携又は住み分けの必要性等について調査にて確認する。

- 特に ENEF の財政状況とその予算措置の仕組み（例：独立採算なのか、所管省庁からの配布があるのか等）とフロー（財政年度、予算申請の流れ、予算承認までにかかる時間と関係省庁 等）を確認し、政府からの予算措置がある場合は、政府・所管省庁財政計画有無とその内容を調査する。また現状財政計画の中で本校についての予算が入っていないければ、調査段階での追加可否を確認し、追加可能な場合はいつまでに申請手続きなどを行う必要があるかなどの今後の対応方法も確認する。
- ENEF における教育カリキュラムについては、本協力準備調査で森林・野生動物省（MINFOF）及び ENEF 等の政府政策、森林管理・利用人材育成プログラム（既存、計画）、同人材育成教育カリキュラム（既存、計画）、教員確保や財政・資金計画等の情報を洗い出し、ENEF において必要となる人材育成カリキュラムの特定を行い、それと連動して投入する訓練用機材の情報を特定する。

（４）要請書の取り付け

- 本件については要請書が未作成であり、想定される協力内容は、事前のカメルーン MINFOF 及び ENEF と JICA の協議を通じて得られた情報をもとにしている。カメルーン側と協力内容についての合意を形成し正式要請書を取り付けるスケジュールを確定する。

（５）自然条件調査

- ☒ 概略設計・施工計画・積算について必要な精度を確し、また事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が周囲の自然に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化しうる設計・施工を検討するため、以下に示す自然条

⁵ 案件計画調書①作成段階での ENEF 関係者への聞き取りによると、国内学生：定員 125 名/1 学年のところ、現在 380 名/学年を受け入れている。施設キャパシティとして 2 学年合わせて 250 名定員→1020 名定員へと増員したい考えとの回答であるが、民間・公的機関の人材育成ニーズ等の妥当性の評価や、講師確保や財源確保等のフィージビリティ等を精査し、施設の規模等を検討する必要がある。また留学生受け入れについても同じく調書①作成段階での聞き取りにより、コロナ前 30 名であったところ、現在は 1 名に留まるとのことであった。これを 60 名へ増やしたい意向だが、同様に妥当性やフィージビリティを確認する。

件調査を行う。

- ① 気象・風況調査（机上調査、一式）
- ② 自然災害調査（台風、地震、活断層、津波、高潮、内水氾濫等）（既往文献調査、担当省庁及び既存施設利用者への聞き取りを想定）
- ③ 地形測量（平面測量、水準測量、空中・衛星写真測量等により施設の平面計画を行うために必要な情報を把握する）
- ④ 地質調査（サウンディング試験、ボーリング調査、室内試験（例：圧縮強度試験）等（対象となる建造物の延床面積は 2,800 平米を想定）。また膨張性土等の有害土の有無の確認。なお、ボーリング調査は教室棟にて 3 か所、男女用寄宿舍建設地にて 3 か所を想定するが、必要なボーリング調査実施数を検討し、実施すること。
- ⑤ 地籍調査
- ⑥ 支障物調査（机上調査、現地地表面調査）

（６）サイト状況調査

- ☒ 設計・施工計画、あるいは設置・維持管理計画の検討に必要な条件を把握するため、対象サイトの周辺状況に関する調査を行う（資機材の整備状況に関する調査を行う）。

1 既存施設・機材状況調査

既存施設・機材の利用・稼働状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状況等

2 設置予定場所状況の調査

設置予定場所の広さ、機材配置、空調、電力（停電対策含む）等。既存施設に影響を及ぼす場合があるかどうかの検証を行う。現 ENEF の敷地内のうち新建物建設予定区画にある既存の施設・構造物等の撤去（基礎部分も含む）及び整地に関するカメルーン側の計画（予算、時期、スケジュール等。工事中も敷地内で訓練を継続する場合は、同訓練計画も反映した撤去計画）及び費用負担の可否を確認する。

3 支障物件

建設用地内及び工事影響範囲にある上下水道、電気、電話回線、ガス、下水道等

（７）環境社会配慮にかかる調査

- ☒ 本業務では以下の対応を行う。

- ① 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等について、JICA 環境社会ガイドライン上遵守が求められるものと大きな乖離がないことを検証する。また必要な調査を行う（現時点では IEE を想定）。詳細は上記 3 条（7）を参照。

（8）ジェンダー視点に立った調査・計画

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- ① 調査の実施に際しては、支援対象国・地域の社会（や世帯内）における、ジェンダー別による労働や力関係、役割分業の状況、ジェンダーに関連した制度・社会規範・慣習等を調べた上で、ジェンダーで異なるニーズや課題等を調査・分析し、抽出されたジェンダー課題やニーズに対する取り組みを事業内容に反映させる。また、実施機関におけるジェンダー主流化の状況や取り組みの可能性について調査し、実施機関におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する取り組みを反映させる。
- ② 具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。
事業内容に反映するためのステップ
- （ア） 社会・ジェンダー分析を行う。
- （イ） 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。
- （ウ） ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。
- （エ） ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。
- ③ 調査項目として下記を含める。
- 2023 年時点の ENEF の学生数は 775 名で、その内女性は 178 名に満たない。ENEF における女子生徒が少ない要因を分析し、女子生徒や女性の在職者訓練参加者増加の取り組みや目標値設定など、ジェンダー課題に対応する取り組み案及び指標等の検討を行い、相手国政府とジェンダー視点に立った施設・機材整備や取り組みについて調査する。

（9）障害配慮に関する検討・計画

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 本事業の実施において、障害等に配慮したアクセシビリティの確保や、障害を理由とした差別や排除がなされないような設計・運用に関する提案を行う。
- 実施機関と議論を行い、事業計画内に障害等への配慮する対応を盛り込む。

(10) 気候変動対策案件としての検討

- ☒ 事業計画に当たって、気候変動対策（緩和・適応）に資する活動を事業計画に組み込むことを検討する。

(11) 調達事情調査

- 本事業実施に必要な資機材（鉄筋、骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材等）・労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。
 - ① 現地国内及び第三国における輸送状況の調査
 - ② スペアパーツの入手方法、アフターサービス体制の最新調達事情の調査
 - ③ 第三国調達の可能性の検討
 - ④ 上記を踏まえた調達方針及び調達計画の策定

(12) 施設、設備、機材計画調査

- 既存施設や機材の種類・仕様・数量、使用・稼働状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状況、今後の整備計画等を調査し、適切な事業規模・対象サイトの選定に必要な検討を実施する。
- 検討結果を施設計画、機材・資材調達計画に反映する。日本製の機材を活用することが品質確保やライフサイクルコスト等の観点から望ましい場合は、積極的に活用することを検討する。
- また木材加工機材導入時には粉塵による健康被害を予防する措置も含めて検討・提案を行うこと。

(13) 基本計画／概略設計図の作成

- 各種調査に基づき、本事業の基本計画を作成する。基本計画の整理、確定にあたっては、その検討内容や最終判断の理由等を整理する。
- 基本計画に基づいた概略設計図を作成する。概略設計図には、施設／構造物全体の平面図／縦断面図／標準断面図の図面を含める。
- 機材についてはその概略仕様、発注品であればその概略設計図を含める。

(14) 施工計画の立案

- ☒ 以下の施工計画について検討・作成する。

- ① 施工方針
- ② 施工上の留意事項
- ③ 施工区分（相手国負担工事との区分）

- ④ 品質管理計画
- ⑤ 資機材調達計画
- ⑥ 仮設計画（必要に応じて）
- ⑦ 実施工程
- ⑧ 資材ヤード・建設ヤード等の用地候補に係る検討
- ⑨ 施工期間中の通行の確保・交通安全等への配慮
- ⑩ 施工監理計画

- 本事業の施工監理計画についても、概略設計と施工計画を踏まえ、コンサルタントが行う施工監理の方針、体制、方法を検討し、取りまとめる。

（１５）事業の維持管理計画の立案

- 本事業での整備対象施設に関する維持管理について、人的リソース・技術力・財政状況などを調査したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。
- 維持管理業務の実施体制・方法及び事業の維持管理費・更新費用を検討する。

（１６）技術支援計画の検討、計画策定

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 本事業で整備する施設／機材の運用維持管理を効率的に行うために必要となるソフトコンポーネント等の技術支援の計画内容を検討する。検討に際しては「ソフトコンポーネント・ガイドライン」に基づき、ソフトコンポーネント計画書を作成し、発注者の承諾を得る。

現時点では、本体事業にて財政計画、施設・機材の維持管理・運営計画とマニュアル策定・指導、統計・運営情報電子化及び組織能力・施設・通信環境運営維持管理体制強化等のためのソフトコンポーネント実施を想定しているが、先方ニーズや妥当性を確認する。

- ソフトコンポーネント計画の内容について、概略設計時に相手国政府・実施機関と概ね合意を得て議事録に記載する。

（１７）施工時の工事安全対策に関する検討

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 発注者から提供される「安全対策ガイダンス」も参考にしつつ、事業実施時に必要となる治安上の安全対策を検討し、案件別安全対策検討シート（案）を作成する。

- 施工時の工事安全対策に関する情報は発注者の現地事務所に蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で同事務所とすり合わせし、相手国政府・実施機関等から入手あるいは照会が必要な情報について同事務所に相談する。また、現地調査終了時には必ず同事務所に報告を行う。
- 施工計画の策定に際して、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針及び収集した相手国の工事安全／労働安全衛生に関する法律・基準に留意のうえ、最近の先行調査の事例も踏まえた上で必要な安全対策を検討し、概略設計に反映する。特に ENEF 訓練実施と並行して工事を実施する場合、生徒や職員が既存施設の利用をしながらの工事になるためそれを考慮した対策を検討する必要がある。
- 上記安全対策の経費については、概略事業費の積算にあたって適切に計上する。

(18) 内部照査の実施

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 概略設計の正確性と品質の確保を目的として、発注者から提供される「内部照査について」に沿って、内部照査を実施し、結果を発注者に提出し、承諾を得る。
- 照査計画及び照査項目は、照査開始に先立って発注者に提示する。

(19) 相手国負担事項の整理

- 我が国無償資金協カスキームを踏まえ、本事業で協力対象とする範囲と、予定されている相手国側負担事項との責任分担の考え方を現地調査時に相手国側実施機関へ明確に説明する。
- 相手国側負担事項⁶（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁、費用を明確にし、進捗管理表を作成して、その着実な実施を相手国政府・実施機関に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。
- （仏語圏アフリカの場合）10 年保証とその保険付保の必要有無を確認し、必要な場合は、現地法律や手続きの内容、所要日数、JICA 案件及び他ドナー案件での実績、先方政府意向等を確認の上で、責任区分と費用負担区分を明確にする。
- 相手国側負担事項については、相手国側の実情を踏まえつつ実施可能なものとなるよう留意し、調査実施の早期の段階から相手国側及び発注者と十分に調

⁶ これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国側負担事項として記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に、事業実施時の相手国負担事項の根拠ともなる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

整を重ねた上で検討する。

- 本校は現在も運用を継続しており、工事期間中は、他省庁の管理下にある土地に一時移転する必要があるのか等、確認が必要。もし一時移転の必要がある場合、許認可及び一時移転費用の適時・適切な準備を確保したうえで施工に移る必要があるため、当該手続きに必要な期間、関係機関及び役割、手続きの手順を精査したうえで施工開始時期（事業期間）を設定する。

（２０）免税情報の収集・整理

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 免税措置等に関し、当該事業実施において関係する主要税目⁷を対象に、それぞれの税の名称、税率、計算方法、根拠法等を調査する。主要税目は、以下を含む。
 - 法人の利益・所得に課される税金（法人税等）
 - 個人の所得に課される税金（個人所得税等）
 - 付加価値税（VAT 等）
 - 資機材の輸入に課される税金や諸費用
 - その他当該事業実施において関係する主要税目
- 各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その状況を詳しく調査する。
- 過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会(OCAJI)等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。
- 対象国の免税情報については、発注者が過去に取りまとめた免税情報シートがあるため、同シートをもとに調査の上、更新する。
- 免税情報は発注者の現地事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所に照会し、同事務所が有する情報を入手し、情報のアップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、相手国政府・実施機関と面談した際の情報（面談相手、内容、連絡先等）も提出する。

（２１）現地調査結果概要の作成・説明

- 概略設計協議前に行う現地調査後、10 日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明する。

⁷ 無償資金協力事業では免税が原則である。

(22) 概略事業費の算出

- ① 我が国の無償資金協力の対象として計画する本事業の概略事業費を積算・設計にかかるガイドライン等を参照して積算する⁸。
- ② 積算の結果を「概算事業費積算内訳書」にとりまとめて発注者に提出する。
- ③ 概略事業費の算出にあたり、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

(23) 想定される事業リスクの検討

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 対カメルーン無償資金協力の過去事例では、EN、GA 締結に多大な時間を要したケースがある。原則同意取り付け依頼から完了までに必要なおおよその期間と承認取得プロセス（承認取得必要な省庁や組織名称含む）などを事務所とも連携して調査し、遅滞なく EN・GA 締結を完遂するための対策を提案する。
- 事業実施中・実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。
- 事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

(24) 事業の評価指標の検討

- 事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。
- 有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめぐとした目標年の目標値を設定する。設定の際は資金協力事業の開発課題別指標例を参照する。

(25) 事業概要の本邦企業への説明

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 概略設計協議前に、本事業への応札を検討する本邦企業⁹に対して事業実施に必要なポイント（事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根

⁸ 積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性を良く検討し、資料の欠落や誤植・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

⁹ OCAJI 等の関連業界団体を含む

拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業等）を説明する事業説明会¹⁰を発注者が開催するので、受注者は調査結果の説明を行う等、同説明会の実施を支援する。同説明会において企業から出た質問やコメントに対する対応を発注者と調整し、調査結果に反映させる。

（２６）協力準備実施報告書（案）の作成

- 調査全体を通じ、その結果を協力準備調査報告書（案）として取り纏め、内容について発注者とすり合わせる。

（２７）協力準備調査報告書（案）の説明

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 概略事業費を含めた協力準備調査報告書（案）の内容を相手国政府・実施機関等に説明する。
- 相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・検討する（特に維持管理体制の整備と必要な予算／財源の確保、環境社会配慮等）。
- 協力準備調査報告書は、調査完了後速やかに概略事業費の記載を除く内容を公表すること、本事業に関する業者契約認証後には概略事業費を含む全内容を公表することを、相手国政府・実施機関等に説明する。

（２８）協力準備調査報告書の作成

- 相手国政府・実施機関等への協力準備調査報告書（案）の説明を踏まえ、協力準備調査報告書を完成させる。
- 本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として協力準備調査報告書（先行公開版）¹¹も作成する。
- 本業務では完成予想図も含めて作成する。

第５条 成果品

業務の各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、相手国実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。

¹⁰事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業等。

¹¹ 協力準備調査報告書には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。

- 本業務を通じて収集した資料および調査データは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等の第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
-

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
インセプション・レポート	初回現地調査前	仏語	電子データ	
現地調査結果概要	概略設計協議調査前	仏語	電子データ	
協力準備調査報告書 (案)	解析後	日本語	電子データ	
		仏語	電子データ	
照査チェックリスト	概略設計協議 調査前	日本語	電子データ	
デジタル画像集	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
進捗報告書 ¹² の初版	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
免税情報シート	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
概要資料 (案)	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
業務進捗報告書	期分けした各期の契約履行期限（最終期を除く）	日本語	電子データ	
協力準備調査報告書 (先行公開版)	契約履行期限末日	日本語	CD-R	2 部
		仏語	CD-R	2 部
協力準備調査報告書 (最終成果品)	契約履行期限末日	日本語	CD-R	4 部
		日本語	製本	2 部
		仏語	CD-R	6 部
		仏語	製本	4 部
概略事業費積算内訳書 (最終成果品)	契約履行期限末日	日本語	CD-R	2 部

¹² Project Monitoring Report (PMR)

機材仕様書 (最終成果品)	契約履行期限末日	日本語	CD-R	2 部
		仏語	電子データ	
調査データ	契約履行期限末日	作成言語	電子データ	
完成予想図	契約履行期限末日	日本語/仏語	電子データ	

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

- 共通仕様書第6条に記された内容

(2) インセプション・レポート・現地調査結果概要・協力準備調査報告書(案)、概略事業費積算内訳書、デジタル画像集、免税情報シート、協力準備調査報告書

- 「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」に示された内容

(3) 概略事業費積算内訳書・機材仕様書

- 設計・積算にかかるガイドライン等に示された内容

(4) 進捗報告書の初版

- 「進捗報告・Project Monitoring Report(PMR)」に示された内容

(5) 内部照査チェックリスト

- 「内部照査について」に示された内容

(6) 調査データ

- 位置情報¹³の含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。
- ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。
- Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを含めたもの。

(7) 環境社会配慮に関する資料

¹³ 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

第6条 再委託

☒ 本業務では、以下の業務について、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	自然条件調査	第4条 業務の内容 （5）自然条件調査の①～⑥	一式	定額計上
2	環境社会配慮調査	第4条 業務の内容 （7）環境社会配慮にかかる調査	一式	定額計上

第7条 機材の調達

☒ 本業務では、以下の対応を行う。

- 業務遂行上必要な機材については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に則り適切な調達及び管理等を行う。
- 本邦から携行する受注者の所有機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行う。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

1. 基本情報

- (1) 国名：カメルーン共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名
- (3) 案件名：国立水森林学校教育研修能力強化計画(The Project for Strengthening Education and Training Capacity of the National Forestry School)
- (4) 事業の要約：ンバルマヨ市の国立水森林学校において、施設・機材の整備を行うもの。

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における森林セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

コンゴ盆地はアマゾンに次ぐ世界第 2 位の森林面積を誇る熱帯雨林を有し、カメルーンを含む 7 か国に及ぶ。同国はコンゴ盆地の森林の約 10%の森林面積を有し、国土面積の約 42%に相当する約 20 百万 ha が森林に覆われている（FAO、2020）。同国の森林は全て国有林であり、その管理は国が 56%、民間企業が 41%、コミュニティが 3%を担っているが（FAO、2010）、そのうち 25%は同国の人手不足により管理がされていない状態にある（CIFOR、2021）。

コンゴ盆地の森林減少は加速傾向にあり、同国の森林も長年にわたり減少傾向にある（FAO、2020）。その背景として、人口増加に伴う無秩序な農地開発や違法伐採などが挙げられ、管理されていない森林における減少率は、管理されている森林の減少率の約 13 倍と顕著になっている（CIFOR、2021）。そのため、土地利用計画の策定・運用や森林モニタリング、植林等による持続的な森林管理のための技術向上や人材育成が課題となっており（PNACC、2015; NDC、2021; CIFOR、2021）、同国の森林・野生動物省（MINFOF）は、2027 年までに約 3 千人の森林行政官の増員を要望している（MINFOF、2024）。

また同国の木材産業は GDP の 2.6%、労働人口の 3.9%を占め（NIS、2022）、同国の輸出総額の 1 割強を占める産業となっている（ITC、2023）。しかし、民間企業の木材加工技術が低いため、加工過程で約 6 割の木材を無駄にする（ENEF、2024）など技術的な改善余地は大きい。

係る課題を踏まえ、同国の国家開発戦略 2020-2030 では持続的な森林管理のために質・量両面における人材育成を行う方針を掲げている。また、木材産業は経済構造転換の柱の一つ「産業とサービスの発展」の重点分野に位置づけられている。地域国際機関である中部アフリカ森林協議会（以下、「COMIFAC」）においても、持続的な森林管理のための土地利用計画策定を推進しており、また中部アフリカ経済通貨共同体はその行動計画において森林資源の効率的な利用と木材加工産業の育成を図るため原木の輸出禁止を進めている。

国立水森林学校（以下、「ENEF」）は、専門学校卒相当の森林行政官・技師・木材加工技術者の育成と共に、MINFOF 職員への継続研修を実施している。ENEF は同国の森林人材育成のほか、トレーニング実践等を通して地域機関の活動を支援する役割も担っている。実際、ENEF は、同国に事務局を構える COMIFAC の政策実行を訓練の面から支援する役割も担い、また国際自然保護連合のランドスケープ回復プロジェクトでは、中部アフリカで

唯一の広大な演習林を所持することからパイロット地として選定される（IUCN、2021）など、広域的な役割を有することもあり、周辺国からの留学生も受け入れてきた。しかし、施設のキャパシティ不足により、留学生を含む入学者増への対応が困難な状況にある。加えて、1949年設立以来、施設・機材の老朽化が進んでおり、木材加工の実技を教える環境が十分に整備できていない。そのため、機材更新や DX 技術導入を通じて、カメルーンの人材のみならず周辺国からの留学生が持続的な森林管理のための効果的手法を習得し、より広い森林地域の管理推進に向けた人材育成や木材加工業従事者の育成への対応が求められている。

「国立水森林学校教育研修能力強化計画」（以下、「本事業」）は、ENEf に対する施設・機材の整備により、教育研修機能の強化を図り、もって同国及び中部アフリカの持続的な森林管理及び森林資源の活用を担う人材の育成に寄与するものである。また、パリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における持続的な森林管理、植林を通じた、森林減少・劣化の抑制という目標の達成に資し、温室効果ガスを 2030 年までに 35% 削減する目標と整合するものである。

（２）森林セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け

本事業は、TICAD8 における日本の貢献策「アフリカ 10 か国における 800 人の森林管理人材の育成」に合致する。また 2024 年 6 月の G7 プーリア・サミットでは「2030 年までに森林減少、森林・土地の劣化を反転」することを掲げている。JICA 国別分析ペーパー（2020 年 5 月）でも、持続的な森林保全・管理が課題と分析されており、対カメルーン国別開発協力量針（2023 年 9 月）では、重点分野「持続的かつ包摂的な成長の促進」においてコンゴ盆地及び同国の持続可能な森林・環境資源の利用を図り気候変動対策に貢献することとしており、本事業は上記各方針に合致している。また、JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）では「自然環境保全」、クラスター事業戦略「自然環境保全」に該当し、本事業はこれら方針、分析及び戦略に合致する。

（３）他の援助機関の対応

ENEf に対し、2016 年にドイツ開発庁（GIZ）が簡易の苗木育成場を建設し、2017 年にはフランス開発庁（AFD）が地理情報システムを導入した。

（４）本事業を実施する意義

本事業は、同国の開発課題・政策並びに我が国及び JICA の協力量針に合致し、コンゴ盆地の森林保全を担う森林行政官等の育成に資するものであり、SDGs ゴール 15 に貢献することから、事業の実施を支援する必要性は高い。

3. 事業概要

（１）事業概要

①事業の目的

国立水森林学校において、施設・機材の整備を行うことにより、持続的な森林管理及び森林資源の活用に係る教育研修機能の強化を図り、もって同国及び周辺国の持続的な森林管理及び森林資源の活用の推進に寄与するもの。

②事業内容

ア）施設、機材等の内容

【施設】教室棟（1 棟・1,200 平方メートル）、管理棟、男女用寄宿舍（2 棟・各棟 800 平方メートル）、教員用宿舍、電気室、発電機室

【機材】施設用教育家具、寄宿舍用家具、事務機器（PC・PC 周辺機器・サーバー等情報機器含む）、森林伐採用資機材、木材加工機材、発電装置、車輛（バス 2 台）、森林工学・測量・製図用機材、景観整備・園芸用機材

イ）コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

詳細設計、入札補助、施工監理

ウ）調達・施工方法

建設資材について、一般的な資材は現地調達とし、現地調達が困難な一部の資材は日本調達とする。また、機材については基本的に日本調達とし、日本又は当該国で調達困難な機材は第三国調達とする。

③本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者（年間約 830 人）：ENEf の学生（周辺国からの留学生含む）及び教員

間接受益者：関連産業の就労者（10 万人）

④ 他の JICA 事業との関係

SATREPS「在来知と生態学的手法の統合による革新的な森林資源マネジメントの共創」（2018～2024）でコミュニティの知見を活用した持続的な森林資源管理モデルを構築。技協「持続的森林エコシステム管理能力強化プロジェクト」（2019～2025）では、持続的な森林管理を行うための手段の一つであるアグロフォレストリーの活動を実施中。本事業は上記事業で強化・策定された持続的な森林管理を行う人材育成に資する。

（2）事業実施体制

① 事業実施機関／実施体制：監督官庁：森林・野生動物省（Ministère des Forêts et de la Faune : MINFOF）、実施機関：国立水森林学校（Ecole National des Eaux et Forêts : ENEf）

② 他機関との連携・役割分担：協力準備調査にて詳細確認する。

③運営／維持管理体制：本校は MINFOF の傘下に位置づけられる。学校運営及び施設・機材の維持管理の実施、指導員配置等に伴う予算は MINFOF により措置される。直近 5 年間で赤字はなく良好な状況。協力準備調査にて詳細確認する。

（3）安全対策：調査において、事業を実施する際に予見される脅威とこれへの対策の検討に必要な情報を収集し、対策を検討する。

（4）環境社会配慮 カテゴリ分類 ☐A ☐B ☒C ☐FI

（5）横断的事項：本事業は、カメルーンの森林保全分野の人材育成を行うことによって、同分野の産業振興に寄与し、持続的な森林管理を通じた気候変動緩和策及び適応策に資する可能性がある。また、若年層の雇用創出に資するものである。

（6）ジェンダー分類：■GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）

＜分類理由＞協力準備調査にて、提供する資機材のユーザビリティ、改訂カリキュラムや教員向け研修にジェンダー視点が含まれているのか、既存学科の男女別の学生数や教員数を調査し、女性が少ない場合はその要因を分析し、女子学生数及び在職女性

教員（女性の研修参加者も含む）の増加の取組や指標設定など、ジェンダー課題に対応する取組案及び指標案を検討・合意するため。

（７）その他特記事項：施設の規模、機材の仕様の詳細は、協力準備調査で確認する。

4. 事業効果

（１）定量的効果

指標名	基準値 (2024 年実績値)	目標値 (2032 年) 【事業完成 3 年後】
学生受入定員	250	1020
留学生数	1	60
関連分野における就職率 (%)	65	80

（２）定性的効果

同国及び周辺国における森林セクターの政策実施を担う森林官の技術レベルが向上し、持続的な自然・森林資源管理が推進される。

5. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

ブルキナファソ「国立水森林学校教育研修能力強化計画」（評価年度 2020 年）の事後評価では、導入機材の保守担当者に加え、機材を使用する教員・職員にも研修を行うことを持続性担保の観点から教訓としている。本事業では協力準備調査において実施機関の技術力や指導体制等を分析し、どのような対象に研修を行うべきか検討する。

〔別紙資料〕 国立水森林学校教育研修能力強化計画、環境社会配慮

①カテゴリ分類 C

②カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

以 上

[別添資料] 国立水森林学校教育研修能力強化計画 地図



(出典：外務省 HP)

【カメルーン】 (出典：Google MAP (地図データ©2024 Google) より JICA 作成)



【ンバルマヨ】 出典：Google MAP (地図データ©2024 Google) より JICA 作成)



第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：森林アカデミー／職業訓練校建設に係る各種調査業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4－3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4－4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・ 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：カメルーン国及び全途上国
- ② 語学能力：英語または仏語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

- 1) 事前準備：2025 年 8 月
- 2) 現地調査：2025 年 8 月 ～ 9 月
- 3) 国内解析：2025 年 11 月 ～ 2026 年 3 月
- 4) 概略設計ドラフト説明：2026 年 6 月
- 5) 国内整理：2026 年 6 月
- 6) 概要資料提出：2026 年 7 月
- 7) 最終報告書提出 2026 年 9 月

（2）業務量目途

- 1) 業務量の目途
約 22.00 人月

- 2) 渡航回数を目途 延べ 12 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 自然条件調査
- 環境社会配慮調査

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

- 技術協力プロジェクト「カメルーン国 持続的森林エコシステム管理能力強化プロジェクト」事業完了報告書
- ENEF 関連資料一式

２）公開資料

- JICA グローバルアジェンダ「自然環境保全」

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無（C/Pとの間に発生するコミュニケーション（協議時の言語、資料の言語、メールの言語等）含め、渡航国・地域で使用する言語は仏語です。）
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（６）安全管理

- １）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA カメルーン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に

地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

102,404,000 円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上として
いる項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、
自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案
に関する経費

(4) 定額計上について

本案件は定額計上があります(14,000,000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して
契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載く
ださい。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は
別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロ
ポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者から
の見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を
確定します。

	対象とする 経費	該当箇所	金額 (税抜き)	金額に含まれる 範囲	費用項目
1	自然条件調査に係る経費	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託」	11,000,000 円	自然条件調査費一式	現地再委託
2	環境社会配慮調査	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託」	3,000,000 円	環境社会配慮調査費一式	現地再委託

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書（案）」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	—	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/ 体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(—)	(8)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(—)	(4)